



危機に瀕した日本の天然林

——今、日本が世界に誇る天然林は、無定見な

林野行政によって潰滅に直面している——

河野 昭 一

(かわの しょういち)
1936年 北海道室蘭市生まれ
北海道大学農学部農業生物学科卒業、
京都大学名誉教授(カナダ・モントリ
オール大学、博士課程修了。Ph. D)、
現在、国際自然保護連合生態系管理委
員会・北東アジア地域担当副委員長(専
門分野：植物系統分類学・生態学)

本稿は、現在、わが国の国政を統括する内閣府の長である小泉純一郎内閣総理大臣、所管の林野庁の運営を監督する農林水産省の長である中川昭一農林水産大臣、並びにわが国の環境行政全般を統括、維持・管理に関わるすべての業務にたずさわる環境省のトップである小池百合子環境大臣宛に送付した「意見書」の全文を寄稿いたしましたものであります。現在、日本の国有林、とりわけ天然林は林野庁による無定見な林野行政によって潰滅の危機に瀕しており、現状はきわめて厳しく、この状態がさらに続けられると、日本列島に自生する数多くの第三紀起源の森林並びに森林帯の構成要素である日本列島を中心とする北東アジアに固有な植物相、並びにそこに生息する豊かな動物相の多くが失われてしまう、極めて危機的な状況に直面していると判断されます。

従いまして、生物学・生態学を専攻する一人の研究者として、かつまた現在、国際自然保護連合(IUCN)・生態系管理委員会北東アジア地域担当副委員長としての立場から、二〇〇五年四月(十一月(月上旬)の約七ヶ月の間に、現地視察を行った結果に基づき、その現状を報告するものであります。

現地調査は、北海道東部北見・阿寒地区、渡島半島檜山地区(上ノ国町・檜山森林管理署・奥湯の岱・佐藤 謙・稗田一俊、未公表調査資料)並びに奥尻島のブナ林を含む森林(河野ほか、未公表)、青森県下北半島国有林内のヒバ(ヒノキアスナロ)林・ブナ林、秋田県男鹿半島のブナ・スギ林、秋田県米代東部森林管理署管内小阿仁国有林内の秋田スギ林(違法伐採地域を含み、現在、刑事告発中)並びにブナ林、長野県木曾地区一帯のヒノキ林などであります。これらの地域の天然

林伐採の現状と伐採された樹種、伐採量に関しましては、伐採地の現地調査に加えて、林野庁所管の各森林管理局より公文書開示請求によって明らかにしました伐採量と販売収益(一部)に関する資料を基に、伐採の現状の可能な限り客観的な把握に努めました。この一連の現地調査に参加していただいた今回の調査チームのメンバーは、私、河野昭一に加えて、渡辺康人「日本野鳥の会福島県南会津支部」、岡村 健「フリー・ジャーナリスト」のお二人であります。また、北海道渡島半島檜山地区のブナ林の伐採地は、十一月の降雪期に入り、極めて困難な中で、佐藤 謙(北海道自然保護協会会長、北海道大学教授)、稗田一俊の両氏により調査が実施されました。なおまた、北海道の大規模林道建設現場の現状に関しましては、寺島一男氏(旭川)よりいろいろと情報の提供をいただき、大変お世話になりました。ここに付記し、厚く御礼申し上げる次第であります。

「内閣府への意見書」

ここに送付いたします日本の林野行政に関する「意見書」は、現在、わが国の原生的自然、とくに林野庁所管の国有林の運営、とりわけ「天然林」の乱伐に関するきわめて緊急性の高い問題に関するものであります。これらの「天然林」は、国際的にみても第一級の保全・保護の対象になるべきものであり、いわんや日本国民にとっては、子々孫々まで伝え残さねばならない掛け替えのない財産であります。それ故に、現在、林野庁が日本各地の国有林、とりわけ天然林で行っている無原則的かつ無差別な乱伐による甚大な自然破壊は、日本列島の森林資源の根絶に繋がるのみならず、北半球においても日本列島にのみ生存する、数多くの我が国に固有の動植物の生息環境の壊滅的破壊と、これらの希少種を絶滅に追いやる極めて重大な破壊行為といわねばなりません。

これらの森林は、わが国における最も重要な環境維持機能と、類い希なる生物多様性を内包した重要な森林生態系であり、日本のみならず、人類にとりましてもかけがえのない財産でもありません。従いまして、「生物多様性条約締約国」として、日本が国際的にも重要な責務の一端を担っている生物多様性の保全・保護の責任の根幹にもかかわる問題でもあります。

◆ ◆ ◆
現状は極めて重大で、かつ緊急性が高く、仮初めにも今、直ちに林野庁によって実施されている無原則的なわが国の原生林の乱伐が中止されなければ、ごく近い将来には、日本の国土から原生的森林が完全に消滅する危機に直面するのみならず、これらの天然林に随伴し、共存する日本列島に固有な、人類の共有財産でもある動植物相はことごとく絶滅することになります。

◆ ◆ ◆
現在、日本列島各地で進行している乱伐に等しい天然林の伐採が行われている地域は、北は北海道から本州東北地方、中部地方、近畿、中国地方、四国の一部の地域まで、広い範囲にまたがっており、その中にはわが国における固有で、代表的樹種である天然スギ(秋田スギ)、天然ヒバ(アスナロ並びにヒノキアスナロ)、天然ヒノキ(木曾ヒノキ)、コウヤマキ(IUCN指定絶滅II類)などの針葉樹、ブナ、ハリギリ、カツラ(いずれも日本列島、並びに一部の隣接地域に固有)などの数多くの樹種が対象とされており、日本列島のほぼ全域を含み、日本に固有な代表的針葉樹、落葉広葉樹のほとんどすべてがその中に含まれています。

しかも、伐採の対象には多くの地域において「水源涵養保安林」を含む、本来、厳正な保護・保全の対象となっている森林が含まれており、また、絶滅が危惧される森林構成樹種が多数含まれている「天然林」がその対象とされており、その中には、天然ヒバ(アスナロ並びに北方型変種のヒノキアスナロ)、コウヤマキ、天然ヒノキ、ブナ、カツラなどの日本に固有、または希少な種が数多く含まれ、その自然集団はすでに絶滅の危機にさらされている希少樹種が少なからず含まれており、由々しき事態と言わねばなりません。現状は極めて厳しく、林野庁という一省庁の生き残りのために、国民の共有財産をことごとく収奪するという、異常な事態に直面いたしております。その上、違法伐採などの著しい綱紀のみだれは、国民の財産を破壊し、窃盗するという犯罪行為でも

あり、社会的にも到底容認されざる行為を言わねばなりません。

註・すでに、二〇〇三年(平成十五年)には福島県で、保安林、県立公園と二重の指定がかかったブナを主体とする原生林で、二万四〇〇〇本という樹齢二〇〇年を越える樹木の違法伐採が告発されており「読売新聞平成十五年十一月五日、記事参照」、また現在、秋田県における上小阿仁署管内の秋田スギ天然林の違法伐採が、刑事告発されており、樹齢三〇〇年以上の秋田スギ盗伐の可能性が報じられています「読売新聞二〇〇五年(平成十七年)十一月十七日、並びに十二月十日付、記事参照」

◆無原則的伐採の実態と自然保護上の重大な問題点

現在、乱伐というに等しい無原則的な天然林の伐採が進行しているのは、北海道東部のエゾマツ・アカエゾマツ・トドマツなどの針葉樹、並びにカツラ・ハリギリ・トチノキ、ミズナラを含む落葉広葉樹林、渡島半島並びに奥尻島の北限帯のブナ林、並びにヒバ林(ヒノキアスナロ)、東北地方にあつては、青森県下北半島のヒノキアスナロ(ヒバ)林とブナ林、秋田県における天然杉(秋田スギ)、長野県における有名な木曾ヒノキ、サワラなどで、これらの伐採の主要な対象とされている森林は、伐採の規模、其の方法などからも極めて厳しい状況下に置かれています(表2、参照)。

註・カツラ科カツラ属に属する樹木は、世界において、わが国と中国の一部地域にのみ生育する一科一属二種の固有植物で、カ

表1 下北半島のレッドデータ・ブック掲載種 (2001年版、青森県レッドデータブックより)

- 1) 哺乳類中、樹洞性コウモリが多い：
 ホンドノレンコウモリ、モリアブナコウモリ、フジホオヒゲコウモリ、カグヤコウモリ、ニホンコテングコウモリ、ヤマネ、ニッコウムササビ、ニホンツキノワグマ、ホンドザルなど。
- 2) 鳥類中、猛禽類が多い：
 ノジコ、ミゾゴイ、クマガラ、イヌワシ、クマタカ、ミサゴ、ハチクマ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、ハイタカ、ケアシノスリ、ハイイロチュウヒ、チュウヒ、チゴハヤブサ、チョウゲンボウ、シノリガモ、コノハズク、オオコノハズク、フクロウなど。
- 3) 植物：スギラン (シダ植物)；ヒメホテイラン、ヒロハツリシュスラン (ラン科)；ヤマシヤクヤク (ボタン科) ほか。

ツラ (Cercidiphyllum japonicum Sieb. et Zucc.) (変種の var. sinense Rehd. et Wils. は中国の西南部に生育が知られていたが、現状は不明) とヒロハカツラ (C. magnificum Nakai) (この種は、本州中北

部に) 小集団の生存が知られていたが、現在、その実態は不明) は、日本列島で絶滅すると、とりもなおさず地球上から抹殺・消滅することにつながる可能性が増す。

林野庁による、このような乱伐の背景には、国有林の財政問題があり、特別会計の維持組織防衛のために、目先の収益確保 (あるいは事業量確保) に走る姿があります。上述いたしましたよう

に、現在、特定の地域に限らず、国有林に属する天然林はすべて伐採の対象とされ、危機的な状況にあります。こうした事態の歴史的背景には、一九九七年十二月、当時閣議において、林野の財政問題を解決すべく、(1) 独立採算性をやめ、一般会計からの必要経費繰り入れを前提とする特別会計に移行する、(2) 借金のうち、二兆八〇〇億円は一般財源より補填する、(3) 残る借金一兆円を五十年間で自力返済する、とした決定した経緯があります。

*下北半島における動物で絶滅が危惧種される種で、環境省指定の絶滅危惧該当種 (絶滅危惧 I B 類；絶滅危惧 I A 類；絶滅危惧 II 類；I B 類；準絶滅危惧；LP、絶滅の危惧のある地域個体群)；

**紙面の関係があるので、ここには下北半島の事例のみをあげておく。当然の事ながら、現在、伐採の対象とされている各地の原生林には、数多くの地域固有種、希少種、絶滅危惧リスト掲載種が記録されていることは言うまでもない (各都道府県作成、環境省作成のレッド・データブックを参照されたい)。

表2 平成16年度 樹種別素材販売金額の内訳 (林野庁資料) (*天然林要素)

| 樹種 | 金額 (単位：千円) |
|-----------------------|-----------------|
| 針葉樹：スギ (地域不明) | 3,497,269 |
| 秋田スギ | 472,253 |
| 天然スギ* | 592,638 |
| ヒノキ (木曾？、地域不明) | 2,840,057 |
| 木曾ヒノキ (木曾) | 1,939,027 |
| 天然ヒノキ (木曾)* | 117,790 |
| サワラ (木曾)* | 315,873 |
| アカマツ | 67,543 |
| ヒバ (下北半島、渡島半島) | 1,361,503 |
| カラマツ | 147,874 |
| モミ* | 26,369 |
| ツガ* | 24,189 |
| エゾマツ (十勝、道東)* | 194,623 |
| トドマツ (十勝、道東)* | 230,544 |
| その他 | 43,395 |
| 低質材 | 763,822 |
| 原料材 | 295,463 |
| 小計 | 12,935,181 |
| 広葉樹：ブナ (下北半島、渡島半島)* | 87,135 |
| カシ (樹種不明)* | 2,164 |
| ナラ (ミズナラ、コナラ？) (北海道)* | 122,449 |
| ウダイカンバ (北海道)* | 115,880 |
| ケヤキ* | 49,566 |
| カツラ (北海道)* | 54,960 |
| タブノキ* | 350 |
| シナノキ* | 84,426 |
| センノキ (北海道)* | 176,663 |
| ヤチダモ (北海道)* | 10,560 |
| その他 | 283,021 |
| 低質材 | 62,789 |
| 原料材 | 180,550 |
| 小計 | 1,231,293 |
| 合計 | 14,167,444 (千円) |

しかしながら、肝心の(3)の解決には、林野が保有する土地の売却と木材の販売収益で返済する、としたが思うに任せなかったことに加え、国産材の値段が下降し、収益は上がらず、結局、一九九九年～二〇〇三年間の新規借入れで、債務の合計額は一兆二八〇〇億にまで再び膨らんでいます。上記、五ヶ年間の「集中改革期間」が終わる二〇〇四年度からは、改革の成果として経営の健全化を示すことが強調され、「新規借入金なし」と「収支均衡」が至上命令となり、二〇〇四年、二〇〇五年度ともに、収支均衡予算が組まれています。しかしながら、この目標達成のためには、勢い事業収入の最大の柱である林産物収入、すなわち木材の販売収入にウエイトを置かざるを得ない状況に追い込まれ、不伐の森であるべき虎の子の天然林、伐採に安易に走り、日本国民の共有財産である日本列島の天然林は、今や絶滅の瀬戸際に追い込まれつつあります。

先にも述べたように、一九九〇年代後半には、林野庁の財政的基盤が三兆八〇〇億円という膨大な赤字を生みだし、それを一般会計より補填し、以後、独自にこれまで永年にわたる拡大造林計画のなかで育成を図ってきたスギ、ヒノキ、カラマツを主体とする植栽林の健全なる育成と整備へとその方針を転換する、と政策の根元的転換を図ってきたはずであります。

わが国は、欧米を含む先進国の中にありましても、国土の全体に占める森林面積はきわめて多く、しかも原生的森林は従来約二〇%を占めるきわめて高い自然度を誇る有数の国家として高い評価を得てきました。しかし、この統計はあくまでも山国である日本列島の骨格をなす山岳地帯と、そこ

に発達する高山植生、亜高山帯の針葉樹林、落葉広葉樹林帯を含んでいるので、低山帯、丘陵帯の森林だけをとりならば、この数字は必ずしも鵜呑みにできません。日本列島を代表するエゾマツ、アカエゾマツ、トドマツ、トウヒ、シラビソ、オオシラビソ、ヒノキ、サワラ、ヒバ(ヒノキアスナロを含む)、コウヤマキ、天然スギなどの代表的な針葉樹、さらにブナ、ミズナラ、カツラ、サワグルミ、センノキ、トチノキなどの高木層を形成する多くの日本固有な樹種を含む天然林の数字とはいえないからです。昭和六十二年以降の国有林野事業統計によ

表3 主要樹種の過去17年間の伐採量(国有林野事業統計による)

| | |
|------------------------------|-------------------------|
| 落葉広葉樹: | |
| ブナ ¹⁾ | 385.1万 m ³ |
| カツラ ²⁾ | 59.5万 m ³ |
| センノキ ¹⁾ | 103.0万 m ³ |
| シナノキ | 257.0万 m ³ |
| ナラ類(ミズナラ、コナラを含む) | 441.4万 m ³ |
| ウダイカンバ | 57.4万 m ³ |
| 針葉樹: | |
| サワラ ¹⁾ | 44.4万 m ³ |
| ヒバ(ヒノキアスナロを含む) ¹⁾ | 268.9万 m ³ |
| トドマツ | 1,615.4万 m ³ |
| エゾマツ | 871.3万 m ³ |
| 木曽ヒノキ ¹⁾ | (9.7万 m ³)* |

*平成11年以降、5ヶ年分のみの数値。過去17年間の数値は、膨大な伐採量になる。

1) 日本列島固有種; 2) 日本列島・中国に分布域がある1科1属2種のみからなる小属の希少樹木で、中国大陸内の実情は不明であり、絶滅危惧種の筆頭にランクされるべき種の一つである。

表4 平成16年度国有林野事業統計(平成15年度、16年度、17年度実績を含む)

- 北海道十勝東部森林管理署(足寄町、陸別町、本別町国有林、約11万ha)
伐採樹種(トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、ナラ類、カツラ、センノキ、ヤチダモ、ウダイカンバなど)伐採量: 約14万 m³
- 北海道檜山森林管理署奥尻島国有林(ブナ自然林 [3,400 ha] が存在する北限の島)
平成17~21年の5ヶ年間に、ブナ600 m³が伐採予定。過去に、すでに相当量のブナが伐採されている。北限帯の遺存的なブナ林で、例えて「化石ブナ」とも呼ばれるべき貴重なブナ林である。
- 北海道檜山森林管理署: 渡島地区国有林(ブナ自然林)
平成17年度伐採量は856 m³ (4,704本)
- 青森県下北森林管理署(下北半島国有林、約8万ha)
平成16年度の国有林野統計(平成15年度実績)によるとブナとヒバの伐採量は全国一多い; 平成17年度は、ブナ伐採量は約1,400 m³、ヒバは18,299 m³と、極めて多い。
- 秋田県米代東部森林管理署上小阿仁支署(北秋田郡上小阿仁村周辺国有林、約6万ha)
平成15年度、秋田県内天然秋田スギの伐採量、5,921 m³の内、最も多い2,477 m³が伐採
- 長野県木曽森林管理署および南木曽支所(木曽谷と呼ばれる木曽川流域、約18万ha)
木曽ヒノキは平成14年~18年度間に約7万 m³の伐採が計画され、平成15年度実績によれば、17,626 m³、サワラは約4,600 m³伐採

ると、伐採された総数は、天文学的数値に達しています(表3、参照)。
しかも、日本各地におけるこれらの天然林伐採の現状は、余りにも悲惨の一言につきまします。まったく、森林環境を無視し、大規模な機械力を駆使して伐採した樹木をトラクターで牽引し、林床の低木層、草本層、土壌層を含む森林環境は、甚大

な破壊と攪乱に曝されています。伐採後に生じた林床環境の今後に関しては一顧だにされていないばかりか、破壊の限りを尽くした林床と大規模な林道の建設現場は、まったくアフター・ケアされることなく放置されたままであります。驚くべき事態に立ちいたっています。

その現状は、二〇〇五年度四月以降十一月までの間に、私共が北海道、東北地方、中部地方において実施した実態調査においてきわめて厳しい状況にあることが把握されています。

現在、大規模な天然林伐採が行われている北海道東部十勝森林管理局管内の各種の日本固有、または東アジア地域の限定された地域に固有の落葉広葉樹（カツラ、サワグルミ、ウダイカンバ、ヤチダモなど）の伐採現場、道南の渡島半島におけるブナ林の伐採現場の現状はきわめて厳しいものがあり、この規模の天然林伐採が今後さらに継続されるならば、早晩、日本列島北部に固有な天然林構成種を含む、わが国の代表的な森林は潰滅するでありましょう。誠にもって、由々しき事態といわねばなりません。伐採木の搬出には、大規模な機械力に頼り、林床環境、森林土壌の形成に欠かせない土壌動物相、森林構成種の潜在的なソールである埋土種子集団を内包する森林土壌層は、壊滅的とも言える攪乱と破壊に曝されています。森林再生にとって基盤をなす土壌層の大々的な破壊は、森林の環境維持機能を著しく損ねるのみならず、その再生にとって欠くべからざる土壌中に存在する「埋土種子集団」と、土壌動物相の潰滅的ともいえる破壊の原因となっているのです。

◆絶滅危惧種の保全・保護に謳われる基本的調査の不履行と国際条約の無視

さらに又、重大な問題は、これらの伐採地に於いては、絶滅危惧種等に関する事前、事後の調査はまったくなされていないばかりか、これらの希少動植物の生息環境、集団の有無などに関しても、一片の調査資料も残されていません。国内法はもとより、国際的にもその順守が約束されている希少種、並びに絶滅危惧種等に関する一切の調査がなされていないのです。驚くべき状況が、日本各地の天然林伐採現場で引き起こされているのです（表1：絶滅危惧種リスト参照）。

平成十年に制定した「国有林野事業改革のための特別措置法」では、その第五条第一項で、「政府は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の重要性に鑑み、国有林野の管理経営の方針について、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換することとする」と高らかに宣言しています。「公益的機能」の定義については、林野庁は「森林・林業基本法」第二条において規定されている、森林の多面的機能（国土の保全、水源の涵養、生物多様性を含む自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等）のなかで、「林産物の供給等」を除く機能を「公益的機能」であると規定しています。従って、林野庁は森林の伐採を進めるに際しても、当該伐採予定箇所および周辺地域の自然環境を適正に保全するためには、具体的な保全策を図らねばならず、その策定をするに際しては、伐採に先立って野生動植物、とりわけ森林生態系の上位に位置する希少猛禽類等とその餌動物の生息状況についても正確な科学的情報

を得ることが義務づけられているのです。伐採現場に隣接した貯木場には、膨大な量の日本に固有な樹木の原木が山と積まれており、今後の森林再生はきわめて厳しいものがあります。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第二条（責務）第一項においては、「国は野生動植物の種（亜種又は変種にあつても同じ）が置かれている状況を常に把握するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物種の保存のための総合的施策を策定し、実施するものとする」と明快に規定しています。従って、林野庁には、当該伐採箇所および周辺地域に生育・生息する野生動植物の状況に関して正確に把握するための現地調査を実施し、絶滅のおそれのある野生動植物については、保存のために必要な保全策を策定し、実施する責務があるのです。

平成八年十一月には、林野庁みずから「自然保護等公益的機能の発揮をめざした森林施業の推進について」という通達を出しています。その中で、「貴重な野生動植物の生育・生息に関する情報については、常日頃から幅広く収集に努めるとともに、これらの生育・生息地周辺における森林施業については、必要に応じて現地調査を実施し、学識経験者から助言を得るなど、貴重な野生動植物の保護に配慮した実行に努めること」と、きわめて明快に規定しているのです。

「生物の多様性に関する条約」には、日本は平成五年、十八番目の締約国として同条約を締結しました。そして、同条約第六条に基づき、平成十四年三月二十七日「地球環境保全に関する関係閣僚会議」において、「新・生物多様性国家戦略」を決定しています。林野庁は「新・生物多様性国家

戦略」のなかで、国有林野における取り組みについて、「このような変化に富んだ森林は、多種多様な生物の生育・生息地となっており、その適切な管理経営を通じて、生物多様性の保全に大きな役割を果たします」とし、さらに、「同条約第八条(生息域内保全)(d)項」には、「生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種個体群の自然の生息環境における維持を促進すること」と規定しています。

これらの事実を踏まえれば、当然、林野庁には、当該伐採箇所および周辺地域に生育・生息する野生動物植物種の状況について正確に把握するための調査を実施し、生物の多様性を確実に確保しなければならぬことは同条約によっても明白であります。

◆国有林問題の緊急性と深刻な現状

上述したように、問題は多岐にわたっています。なぜか「国有林」は経営改善計画が一段落し、計画上は一般会計の導入もあり、帳簿上は単年度決算が「黒字」に転じ、債務の返済が進められることになっていきます。ところが、実態は土地の売却が進まず、初年度より暗礁に乗り上げてきました。財務省からも、林産物の収益をもっと上げろとハツパをかけられ、なんら林野庁、すなわち国がみずから規定した「生物多様性」に関する調査等には一切取り組むことなく、残された天然林、高齢級人工林(国有林最後の「虎の子」の木曾ヒノキ、秋田スギ、さらにブナ、カツラ、ハリギリ、センノキなど)の伐採に走っているのが現状なのです。その結果が、下北をはじめ各地で展開しているメチャクチャな増伐(略奪)なのです。

その現状は、先に述べたように、全国到るところで日本の原生的森林の、ほとんど無差別伐採に近い乱伐となっているのです。中でも、現在、もっとも危惧されているのは、北海道や東北地方のブナ林や天然秋田スギ、ヒバ林の伐採、木曾助六地区並びに隣接地区の最後に残されたヒノキ天然林の伐採であります。しかし、林野庁自身で規定した、伐採対象地の野生動物植物等に関する基礎調査は、これらの伐採現場では、全くといってよいほど実施されていません。国民に対する、大きな背信行為であり、自然保護にかかわる法令違反であります。

しかし、側聞するに、林野庁内部においてすら、こうしたことを続けていても、国有林の財政は持たないだろうと断言している、とすら言われているのです。と、すれば現状と将来を一体どのような考えているのか、国民の付託を受けて国土の自然環境の保全、「生物多様性の保全」にかかわる国の部局としての責任の放棄、との指弾を受けるのも当然でありましょう。到底、その職責を全うする、という国家公務員としての良心も気力も失ってしまったのか、との指摘をうけても致し方ない現状であります。

林野庁の職員、特に国有林の現場職員は、「自然保護運動」によって事業が変更になったり、中止になることは、森林管理(施業)技術の敗北と受け止める傾向があり、「ど素人には絶対に負けられない、主張には屈しない」などという、おおよそ見当違いの心理が今なお強く働いている、といわれています。このような程度の低いメンタリティーの国家公務員には、この国の重要な資産である「天然林」の維持管理はまかせられません。

◆新たな国土の自然環境の保全を軸とした森林管理の在り方を確立することの緊急性

一方、二十一世紀の時代に即応した適切な森林管理・林業経営についての方法論や技術が確立していないのも事実であり、早急に長期的視野に立った森林環境の保護・保全、その利用の在り方、森林育成の道筋と具体的な育林計画を策定しなければなりません。国有林野による、現在の利那主義と無定見な森林経営論により、国民のなげなしの財産を食い潰されかねない状況に置かれているのであります。

現在、各地の森林管理局、森林管理署が計画を進めている高齢級人工林の伐採計画に関しても、心ある中堅、若手の林野スタッフは、これら人工林は「学術的な価値が高く、地域の歴史的遺産として重要」であるとの評価から、「保護林」として指定すべきである、とする動きすらあるとされています。これらの森林には、人工林とは言っても、かつて、幕藩体制のころ植林した木曾のヒノキや水戸藩が植林したスギの美林が含まれているのです。林野庁の上層部、高級官僚は、霞ヶ関のデスクに座りつづけるのではなく、日本各地の現場、とりわけ伐採地の惨状をつぶさに視察をしていただきたいのです。前林野庁長官(前田直登氏)には、二〇〇五年七月十九日、八月十九日の二度にわたり、下北半島のブナ・ヒバの乱伐と環境破壊に対する意見書を送付致しましたが、まったく何の反応も、対応も見られず、森林の乱伐は、下北半島のみならず、日本各地でその後も継続されました。

◆「緑資源機構」(かつての、森林開発公団)が行っている森林環境破壊の実態

林野庁の本省や、出先の森林管理署の実態と併せまして、日本列島各地の森林環境の最大の破壊組織は、その外郭団体である「緑資源機構」(かつての、森林開発公団)であります。大々的な自然破壊をするだけで、なんの役にもたない大規模林道の建設や、すでに無用となった既存林道の舗装工事に数億もの予算を消化すべく、いまだに血眼になっている有様であります。

(1) 一例として、広島県下の「十方山林道」の舗装工事があります。広島県におけるツキノワグマを含む大形、中型動物相の保護はもとより、多数の絶滅危惧植物や希少動物が生息する、自然保護上計り知れない価値のある細見谷溪畔林を縦貫する「十方山林道」(昭和五十年代までブナ林の伐採とスギ・ヒノキの植林に利用されて以降、ほとんど利用されていない砂利道の林道)を、大規模林道(現「緑資源幹線林道」大朝鹿野線・戸河内吉和工事区間)として、舗装化する計画を強行しようとしています(中国新聞、二〇〇五年十一月二十九日報道による)。

この林道建設工事には、戸河内吉和工事区間のうち、すでに開通した小板——二軒小屋区間で、予算九十六億円の内、すでに七十七億を使い、二軒小屋・吉和西区間の工事にはさらに一〇〇億円近い事業費の投資が必要とされています。しかも二軒小屋——吉和西——吉和集落までの路線沿いには民家はなく、路線沿いの国有林も、人と自然の共生林」として位置づけられ、この現存の未舗装道路は、木材生産のためにはまったく使用されていません。林業とは無縁の道路の土木工事のた

めに、貴重な国家予算が投資されようとしているのです。しかも、この工事によって失われるこの道路沿線に生息する貴重な動植物相の生息環境は、大きな改変と破壊を強いられるのです。

(2) 現在、進行中の最も重大で、深刻な大規模林道事業は、北海道中南部、東部地区において建設が予定されている「平取・えりも線」、「置戸・阿寒線」、「滝雄・厚和線」などであり、北海道における緑資源幹線林道事業の予算の総額は一〇八三億七九一萬九八四二円と(平成十六年九月、現在)という途方もない数字に及んでいます(金額は、北海道庁発表の資料による)。

現在、北海道中南部、東部地区において建設が予定されているのは、上記の「平取・えりも線」、「置戸・阿寒線」、「滝雄・厚和線」などですが、平成六年度から平成十五年度までの十ヶ年間に、「滝雄・厚和線」に投じられた緑資源幹線林道の総事業費は一六四億二〇〇万円となっています。天然林に巨大な傷跡を残し、建設が進められている大規模林道は、現地における森林施業とは何の関係もなく、森林環境や生物多様性の保護・保全にとつて計り知れない価値をもった、これらの天然林と野生生物相の壊滅的破壊行為を引き起こしており、到底、座視できるものではありません。このような巨額の国家予算を浪費して、もっぱら自然破壊を進める外郭団体は、もはや日本には必要がありません。百害あって一利なしであり、このような組織は何ら必要性が認められず、直ちに廃止が相当の組織であります。

◆小泉内閣の使命は、二十一世紀に歴史上、きわめて大きな行政改革をわが国に導入することでありませう

目下、小泉内閣は、国をあげて国家予算の節約と効率的運用、国家公務員の定員の削減、無駄な公共事業を止めようとする懸命に論議している、と報道されています。しかし、その目と鼻の先で、過去四十年近くにわたり繰り返されてきた無駄な国家予算の投資が、いまだに延々と繰り返されているのです。「小さな政府」、「小さな国家予算」の編成と、その適正な支出、その慎ましきを取り戻さなければ、この国と将来の世代は、悲惨な生活、悲惨な環境で暮らさねばならない状況に陥ることを余儀なくされてしまうでしょう。各種の行政機構の改革、適正な規模の国家公務員の定員の削減、無駄な行政機構、外郭団体の廃止と国家予算の適正な支出は、今や待たなしの仕事であります。かつて、小泉内閣の総合科学技術会議のメンバーの一員として、一年間参加した筆者の持論でもあります。

先にも述べた天然林の伐採による年間の収益はわずか一〇〇億円程度に過ぎません。林野庁年間総予算のわずか二〜三％であると言われます。そのため、数百年以上の永い年月がかかって出来上がった、希少で貴重な日本の天然林と保護・保全の対象となっている希少生物相は、絶滅の瀬戸際に追い込まれているのです。

現在、北海道を含め、日本各地で計画されている大規模林道の建設予算には、自然を破壊して建設する道路に数億もの巨額の税金が投資されているのです。虎の子の天然林伐採によって得られた年間収益の何倍もの税金が、一方でただ自然破

壊をもたらすだけの道路工事のために投資されようとしているのです。

今、仮にこの数百億円の一部の予算を林野の育林事業などの事業費へそっくり回せば、原生林や虎の子の木曾ヒノキの森も、ブナの森も伐らなくて済むのは、余りにも自明のことです。

◆新たな林野行政への転換と、貴重な日本の天然林保護体制への確立へ向けて

ここに、ひとつ小泉政権への大切な要望があります。郵政民営化を含む、国の機構・組織の改革・再編成は、二十一世紀の今日、日本が取り組まねばならない重要な課題であり、案件であります。

この際、日本列島にあるこれらの豊かな森とその自然環境、そして北半球の温帯圏にあっても、日本列島に固有な、人類の共有財産である多種多様で、貴重な野生動物植物の保全・保護のためには、現存の組織の改変・統合が早急に必要と判断されます。

この際、『林野庁』の完全な解体、再編成が早急に必要です。新たに『環境省』内に『天然林課』（仮称）を新設し、そこへ現有の『天然林』をすべて移管し、保護・保全に当たらせることが必要です。国有林、とりわけ天然林の維持・管理には、林野予算の一部を移管し、森林保護に熱心な、経験豊富な林野のスタッフもつけて当たらせる部局を新設することで、新たな定員増も、特別な予算措置もいりません。

これらの天然林は、日本列島の大気環境を含む環境維持機能と生物多様性の保護・保全にとってなくてはならない大切な役割を果たす『不伐の森』でなければなりません。生物多様性条約に加盟し

ているわが国が国際的にも果たさねばならない役割と責任の履行にとりましても、大切な財産であります。

残された林野の部署は、日本全国においてかつて天然林の伐採後、大規模な植栽を行い、その後十二分な手入れなくして荒れ放題のスギ、ヒノキ、カラマツを始めとする人工造林地の維持管理と森林の育成に全力を挙げて取り組む部局として、再編成が急務です。林産物の供給のためには、長期的視野でわが国の森林育成に取り組まねばなりません。この重要で、地味な仕事に専念して取り組む新たな組織が必要なのです。これこそが、省庁再編の中で、中長期的視野が必要で、もつとも緊急性が高く、かつまた私たちの孫子の世代に対する最大の贈り物であると信じる次第であります。

なお、わが国が現在おかれている天然林と生物多様性の保護・保全に関わる問題とその現状調査に關しましては、生物多様性条約に加盟している日本が、国際社会に対して果たさねばならない重要な役割の一端であり、国際自然保護連合・生態系管理委員会（IUCN-CEM）、北東アジア担当の副委員長としての職責にありますが、今後、継続して鋭意取り組む所存であります。その中には、林野行政、環境行政に關しまして日本が、国際的にも果たさねばならない各種の調査・検討事項が含まれており、環境省、林野庁を始めとする国の諸機関とも、十二分に連携してその任に当たらねばならないと自覚をいたしております。

